

佐賀県告示第 13 号

令和 4 年 11 月 7 日付け農林水産省告示第 1800 号で保安林の指定施業要件を
変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所
有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の
規定により、その通知の内容を佐賀市役所に掲示するとともにその要旨を告示
する。

令和 5 年 1 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不分明である通知の相手方 |
|-------------------------|--------------|
| 佐賀市富士町大字栗並字八龍 1659 番 23 | 森 袈裟詔 |

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町
に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及
び佐賀市森林整備課に備え置いて縦覧に供する。）